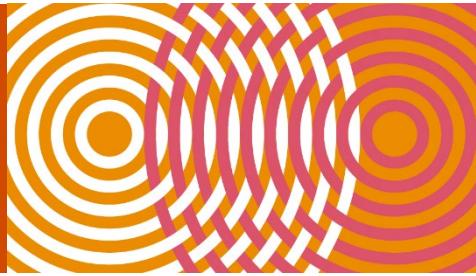


ファンドニュース

総合型確定給付企業年金基金へのAUPの導入について



2020年2月

はじめに

2018年6月22日付け厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通知『確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第77号)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認および認可の基準等について」の一部改正について』により、総合型企業年金基金(以下、総合型DB)のガバナンス向上の観点から、2019年度決算より、資産総額(純資産)20億円超の総合型DBに対して、会計監査または公認会計士等による「合意された手続業務(AUP: Agreed Upon Procedures)」の導入が義務付けられました。

ここでは、AUPの概要と、私どもの提供サービスについて解説します。

AUPの概要

1. 導入の経緯

資本関係等のない複数事業主設立の総合型DBでは、自らの掛金拠出分が他の事業所分と混在するため、各事業所で、基金全体の会計の正確性の把握が困難であると考えられます。これまで、社会保障審議会企業年金部会では、議論の整理(2015年1月)において「財務情報の信頼性向上のため、公認会計士等の外部の専門家による監査を活用することも考えられる」としていましたが、その後、会計監査の導入には相当のコストを要することを考慮し、総合型DBの監事監査を補完する等の形で、公認会計士によるAUPを導入し、総合型DBにおける内部統制の向上を図る方向となり、その導入が決定されました。

なお、AUPとは、公認会計士等と総合型DBの間で、確認する具体的な事項とその方法について合意し、その結果得られた事実についてのみ報告を行う業務をいいます。則ち、手続実施結果を事実に即して報告するのみにとどまり、手続実施結果から導かれる結論について保証の提供はなされません。この点、対象となる情報に保証を与える会計監査とは大きく異なります。

2. 対象基金と実施時期

総合型DBのうち、貸借対照表(年金経理)の総資産額が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、会計監査またはAUPを受ける方向とし、2019年度決算(2019年4月1日から2020年3月31日までの間に開始する事業年度の決算)から適用されます。

3. 業務実施者と実施基準

AUPIは、公認会計士または監査法人（以下、業務実施者）により、専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」および専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠し、実施されます。

なお、AUPの導入に合わせて、公認会計士に対して年金基金の実務等に関する研修が行われ、当該研修を受講した公認会計士の名簿が作成されており、AUPを実施するために必要な知識を備えた業務実施者として企業年金連合会に提供されています。

・AUPを導入するメリット

総合型DBが重要と位置付けるプロセスや内部統制について、会計監査の専門家である公認会計士がAUPを実施することにより、下記のような効果が期待されています。

- (1) 外部の第三者の検証・確認による誤謬や不正の防止
- (2) 専門家の検証・確認による総合型DBで実施した作業結果の信頼度向上
- (3) AUPIに関連する内部統制の最適化
- (4) 監事監査にあたり、重要事項に係る手続の代替

・PwCのサービス

私どもは、資産運用業界に対して会計監査・アドバイザリー業務を提供する第三金融部と、保険業界や企業の年金資産・年金債務の監査・アドバイザリー業務を提供し、年金数理人も多数所属する第二金融部が協働の上、AUP業務を実施しています。ご提供するサービスの内容は、下記のとおりになります。

- (1) 実務指針で定められているチェック項目・チェックポイントを、基金固有の複雑性やリスクを勘案したうえで、各基金の状況に応じた具体的な実施手続内容やサンプル数を提案します。
- (2) 手続実施の結果、「不一致」や「手續が実施できなかった」等の問題が生じた場合、速やかに基金に報告を行い、補完統制の有無の確認や統制の再整備に関する提案を行います。
- (3) ご要望に応じて、手続完了後に結果報告会を実施します。AUP実施手続概要およびその結果の報告に加えて、AUPの実施結果報告書には記載されない、内部統制に関する所見を気付き事項として報告します。
- (4) 内部統制に関するご相談がある場合には、AUPの実施作業とは別に訪問、電話によりサポートします。
- (5) 監事監査におけるAUP実施結果の効果的な利用方法構築についてサポートします。

おわりに

総合型DB年金におかれましては、AUPの導入の経緯および意義を理解した上、基金のガバナンス向上の契機と捉えて、適切な準備を行うことが望されます。

なお、内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。詳細なご説明をさせていただきます。

文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwC あらた有限責任監査法人

第三金融部(資産運用)

マネージャー 東 峻一郎

PwC あらた有限責任監査法人 第三金融部(資産運用)

[お問い合わせフォーム](#)

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつことによって発生した結果について、PwCあらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.